

仕 様 書

教育委員会事務局 体育健康教育室

(担当：泉・三輪 電話：708-5323)

件 名	京都市立小学校、小中学校（義務教育学校）及び定時制高等学校の給食室から排出される産業廃棄物（汚泥及び廃油）の収集運搬
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和9年3月31日
予 定 数 量	産業廃棄物収集運搬業務（汚泥、廃油） 3, 500kg ※ 予定数量はあくまで予定であり、排出数量が大きく変動する可能性があるが、数量の変動による契約変更は行わない。 ※ 上記以外に処分にあって必要な情報等に変更が発生した際には、別途教育委員会体育健康教育室から文書をもって通知するものとする。
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は京都市契約事務規則、関係法令等を順守するとともに本仕様書に基づき完全に履行すること。</p> <p>(2) 受託者と京都市（以下、「発注者」という）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>2 業務の内容</p> <p>別紙の学校給食室から排出される産業廃棄物の運搬を下記のとおり実施する。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬の許可の中に、予定数量に示す産業廃棄物を対象とした許可を持つ者であること。</p> <p>(2) 収集運搬の日程</p> <p>契約締結後、受託者は速やかに発注者と打ち合わせを行い、収集に関する注意事項等を確認し、契約締結日から30日以内に発注者へ収集日程表を提出すること。</p> <p>なお、収集は市立学校の長期休暇期間中、特に、夏季休暇期間に集中して実施するよう決定し、長期休暇期間中以外の日程で実施する場合は、発注者と協議の上、給食実施に影響のない時間帯に設定すること。</p> <p>収集日について、発注者から指定のある場合は、発注者の指示に従うこと。</p> <p>(3) 収集運搬の方法</p> <p>ア 廃棄物の収集運搬作業の実施にあたっては、必要に応じて、対象施設への聞き取り、現地確認を行い、必要な人員を確保すること。</p> <p>イ 実施時には、現地職員の立会いのもと、その指示に従い、適切に行うこと。</p> <p>ウ 収集はバキュームダンパー車ではなく、小型のバキュームクリーナーを使用すること。</p> <p>エ 収集時に当該学校に同種の産業廃棄物がある場合は、合わせて収集・運搬すること。</p> <p>オ 受託者は、収集完了後、収集地点の清潔の保持を心掛けるこ</p>

と。

カ 収集した廃棄物は、別途発注者が指定する先へ搬入すること。
また、搬入手数料については、受託者の負担とする。

(参考) 令和8年度処分先

株式会社京都環境保全公社

- ・京都市伏見区横大路千両松町126番地
- ・営業時間内（午後5時まで）
- ・荷姿45リットル未満のポリ容器での搬入に限ることとする。

(4) 履行確認

ア 受託者は、産業廃棄物を収集運搬した際には、受託者の負担においてマニフェストを用意し、学校の立会職員からマニフェストの交付を受けること。

イ 受託者は、交付されたマニフェストに必要事項を記入の上、A票を学校の立会職員に手渡すこと。処分場に搬入後は、廃棄物の計量を行い、その重量をB1票の備考欄にその場で記入するか、計量証明となる書類を3(1)の請求書と合わせて提出すること。

ウ 処分場への運搬完了後、B2票を速やかに教育委員会体育健康教育室まで送付すること。

(5) 作業完了届の提出

受託者は産業廃棄物の収集実績を取りまとめ、各校の作業前後の現状写真を添えて、作業完了届を提出すること。この作業完了届には、学校名、収集日、収集量を記載すること。

3 契約金額の支払い方法

(1) 請求方法

受託者は業務の完了後、速やかに請求書を送付するものとする。
なお、請求書には、回収対象となった学校名、収集日、収集量を内訳として記載すること。

(2) 支払方法

発注者は業務の完了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に受託者に当該請求金額を支払わなければならない。

4 その他

(1) 本仕様書に明記の無い場合又は疑義が生じた場合においては、速やかに発注者と協議すること。

(2) 受託者の取扱不備等により発注者の施設を損傷させたときは、受託者の責任において原状に復旧すること。

(3) 発注者は、処分場への搬入の際、立会いによる履行の確認を求めることができるものとする。受託者はこれを拒むことはできな

	<p>い。</p> <p>(4) 落札業者は、本委託契約書を交わす際、受託者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証を添付すること。また、受託者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。</p>
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

R8年度 京都市立小学校一覧

学校名	R8収集回数	郵便番号	住 所	実施時期
元町	1	603-8113	北区小山西元町14	
待鳳	1	603-8426	北区紫竹西北町1-3	
鳳徳	1	603-8176	北区紫野上鳥田町30	
紫竹	1	603-8422	北区紫竹下園生町26	
紫明	1	603-8162	北区小山東大野町55	
紫野	1	603-8222	北区紫野下築山町21	
衣笠	1	603-8322	北区平野宮本町19-6	
金閣	2	603-8355	北区平野上柳町61-1	
大將軍	1	603-8337	北区大將軍南一条町48-2	
室町	1	602-0029	上京区室町通上立売上る室町頭町261	
京極	1	602-0844	上京区寺町通石薬師下る西側染殿町658	
新町	1	602-0915	上京区中立売通室町西入三丁町457	
乾隆	2	602-8303	上京区寺之内通千本東入1丁目下る 姥ヶ寺之前町919-3	
翔鸞	1	602-8393	上京区御前通今出川上る鳥居前町671	
仁和	2	602-8377	上京区御前通一条下る東堅町132-1	
正親	1	602-8266	上京区浄福寺通中立売下る菱丸町173	
二条城北	2	602-8158	上京区浄福寺通中立売下る中務町487	
御所東	2	602-0876	上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町290-2	
御所南	1	604-0973	中京区柳馬場通夷川上る五町目242	10月～11月
洛中	2	604-8804	中京区壬生坊城町57-1	
朱雀第一	1	604-8871	中京区壬生朱雀町8-2	
朱雀第二	1	604-8491	中京区西ノ京左馬寮町3-1	
朱雀第三	2	604-8823	中京区壬生松原町81	
朱雀第四	1	604-8482	中京区西ノ京笠殿町164	
朱雀第六	1	604-8405	中京区西ノ京車坂町15-5	
朱雀第七	1	604-8841	中京区壬生東土居ノ内町20	
朱雀第八	1	604-8475	中京区西ノ京中御門西町25	
下京涉成	1	600-8145	下京区皆山町438-1	10月～11月
下京雅	2	600-8469	下京区油小路通仏光寺下る太子山町602番地の1	
梅小路	1	600-8835	下京区観喜寺町3	
光徳	2	600-8811	下京区中堂寺坊城町26-1	
七条	1	600-8875	下京区西七条石井町61	
西大路	1	600-8865	下京区七条御所ノ内西町71-1	
七条第三	1	600-8896	下京区西七条西石ヶ坪町5	
九条弘道	1	601-8413	南区西九条春日町13	
九条塔南	1	601-8442	南区西九条御幸田町109	
南大内	2	601-8475	南区八条内田町20-2	
唐橋	1	601-8466	南区唐橋西寺町69	
祥栄	1	601-8344	南区吉祥院蔭絵町14	
祥豊	2	601-8319	南区吉祥院三ノ宮町23	
久世西	3	601-8212	南区久世上久世町454	
岩倉北	1	606-0021	左京区岩倉忠在地町5	
八瀬	2	601-1252	左京区八瀬秋元町578	
第三錦林	1	606-8424	左京区鹿ヶ谷宮ノ前町6	
第四錦林	1	606-8307	左京区吉田上阿達町15-2	
北白川	2	606-8276	左京区北白川別当町70	
養正	1	606-8226	左京区田中飛鳥井町1	
養徳	1	606-8237	左京区田中上大久保町24	
下鴨	1	606-0802	左京区下鴨宮崎町4-2	
葵	1	606-0852	左京区下鴨東梅ノ木町8	
上高野	1	606-0083	左京区上高野松田町8	
修学院第二	1	606-8115	左京区一乗寺里ノ西町35	
松ヶ崎	1	606-0945	左京区松ヶ崎堀町40	
山階	1	607-8344	山科区西野大手先町21	
西野	1	607-8357	山科区西野樞川町34	
山階南	1	607-8152	山科区東野八代10	
安朱	1	607-8015	山科区安朱山川町17	
鏡山	1	607-8428	山科区御陵血洗町18	
陵ヶ岡	1	607-8431	山科区御陵岡町45	
音羽	1	607-8066	山科区音羽森廻り町32	
音羽川	1	607-8073	山科区音羽西林36	

学校名	R8収集回数	郵便番号	住 所	実施時期
勸修	2	607-8211	山科区勸修寺東栗栖野町42	
小野	1	607-8251	山科区小野蚊ヶ瀬町2	
嵯峨	1	616-8422	右京区嵯峨釈迦堂大門町35-1	
嵐山	1	616-8363	右京区嵯峨柳田町35-1	
常磐野	1	616-8181	右京区太秦京ノ道町20-5	
嵯峨野	1	616-8321	右京区嵯峨野千代ノ道町53	
御室	1	616-8093	右京区御室堅町19	
宇多野	1	616-8252	右京区宇多野上ノ谷8	
花園	1	616-8055	右京区花園車道町1	
高雄	1	616-8283	右京区梅ヶ畑奥殿町15	
太秦	1	616-8127	右京区太秦奥殿町1-1	
南太秦	1	616-8146	右京区太秦前ノ田町22	
安井	1	616-8075	右京区太秦安井柳通町15	
西院	2	615-0015	右京区西院春日町3-1	
山ノ内	1	615-0084	右京区山ノ内山ノ下町22	
西京極	1	615-0826	右京区西京極芝ノ下町31	
西京極西	1	615-0842	右京区西京極藪開町4-1	
葛野	1	615-0882	右京区西京極葛野町2	
川岡	1	615-8106	西京区川島滑樋町14	
松尾	1	615-8283	西京区松尾井戸町32	
嵐山東	1	616-0012	西京区嵐山東海道町46	
松陽	1	615-8252	西京区御陵北山下町15	
桂	1	615-8075	西京区桂巽町75-5	
桂徳	1	615-8018	西京区桂徳大寺南町2	
桂川	2	615-8006	西京区桂上野西町274	
桂東	1	615-8026	西京区桂市ノ前町31	
境谷	1	610-1146	西京区大原野西境谷町三丁目5	
上里	1	610-1123	西京区大原野上里南ノ町300	
大原野	1	610-1132	西京区大原野灰方町439	
深草	2	612-0876	伏見区深草西伊達町82-3	
稲荷	1	612-0806	伏見区深草開土町12-1	
藤ノ森	1	612-0045	伏見区深草石橋町11-2	
藤城	2	612-0852	伏見区深草大亀谷五郎太町37	
砂川	2	612-0016	伏見区深草ケナサ町25-5	
竹田	1	612-8421	伏見区竹田桶ノ井町8-2	
桃山	1	612-8027	伏見区桃山町本多上野107	
桃山東	1	612-8011	伏見区桃山町伊庭12	
醍醐	1	601-1325	伏見区醍醐東大路町31-1	
北醍醐	1	601-1312	伏見区醍醐片山町11	
伏見板橋	1	612-8073	伏見区下板橋町610	
伏見南浜	1	612-8044	伏見区丹後町142	
伏見住吉	1	612-8314	伏見区住吉町455	
横大路	1	612-8483	伏見区横大路草津町54-1	
納所	1	612-8277	伏見区納所妙徳寺1	
向島	1	612-8121	伏見区向島善阿弥町2-3	
向島藤の木	1	612-8132	伏見区向島藤ノ木町82-5	
明親	1	613-0904	伏見区淀池上町106	
開晴	1	605-0844	東山区六波羅裏門通東入多門町155	10月～11月
東山泉	1	605-0966	東山区大和大路通七条下る5丁目下池田町527	10月～11月
凌風	1	601-8047	南区東九条下殿田町56	10月～11月
花背	1	601-1104	左京区花背大布施町797	
宕陰	1	616-8485	右京区嵯峨越畑南ノ町32-1	
洛西陵明	1	610-1113	西京区大枝南福西町一丁目7	10月～11月
京都奏和	1	612-0011	伏見区深草鈴塚町13	10月～11月

産業廃棄物 収集運搬 受託者記入欄

受託者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可書のとおり』の欄にの記入のみとする。

受託者の許可の事業範囲 (作業区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
※ 受託者の委託業務に積換え保管を含む場合	
受託者の積替・保管場所の 所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者の保管できる 産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受託者が行う積替え のための保管上限	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり